

学校力向上に関する総合実践事業実施要綱

(平成25年3月28日教育長決定)

(平成26年3月27日一部改正)

(平成27年3月31日一部改正)

(平成28年3月31日一部改正)

(平成29年4月14日一部改正)

(平成30年3月29日一部改正)

第1 事業趣旨

学校改善に関する先進事例や優良事例を十分踏まえ、管理職のリーダーシップの下で全校が一つのチームとなった包括的な学校改善を推進し、「学び続ける学校」のモデルを提示することにより、実践の成果の普及に資するとともに、将来のスクールリーダーを継続的に輩出する仕組みを構築する。

第2 事業内容

1 実践指定校

本事業を実施する学校（以下、「実践指定校」という。）は、次の各号に掲げる取組を参考とし、道内外の先進事例や優良事例から積極的に学びながら、地域や児童生徒の課題を踏まえて、包括的な学校改善を行うものとする。

なお、各実践指定校においては、実態を踏まえ、重点化を図る取組を明確にすること。

(1) 学校マネジメント

ア 学校の教育目標の実現に向けた中期・短期のビジョンの明確化と教職員、保護者、地域住民等との共有

イ ビジョンの実現に向けた校内組織の工夫

ウ 学校の検証改善サイクルの実質化・迅速化

・全国学力・学習状況調査及び全国体力、運動能力・運動習慣等調査等を活用したデータに基づく現状・課題の徹底的な分析

・SMART（Specific：具体性、Measurable：測定可能性、Achievable：達成可能性、Reasonable：合理性、Time-bound：期限の有無）の考え方に基づく目標設定

・学校関係者評価と連動したマネジメントサイクルの確立

・各種標準学力テストの検証改善サイクルへの効果的位置付け等

エ 有識者、義務教育指導監、指導主事からの指導助言及びそれを踏まえた教育課程・指導方法等の不断の見直し

(2) 人材育成

ア 若手教員や将来のスクールリーダーの計画的な育成を目指した総合的な取組（管理職等による日常的な巡回指導や授業研究、計画的な放課後のテーマ別研修、メンターチーム方式による研修等）

イ 初任段階教員研修等を自校で実施（授業日における校外研修の原則廃止）

ウ 放課後のテーマ別研修への他校の教員参加の積極的受入れ（学校間の合同研修の実施を含む）

エ 日常授業の改善に直結する校内研究（研修）の重点化（改善に直結しない研究や大部の研究紀要の廃止など抜本の見直し、優れた教育技術や効果的な教材の積極的共有、無理なく参加できるミニ研修やワークショップ型研修の充実等）

オ 「教員育成指標」を踏まえた教員の資質能力向上を目指した取組の充実

カ 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導や支援に関する専門性向上に向けた研修の実施（「校内研修プログラム」等の指導資料や事例集の積極的な活用）

キ 実践指定校の取組を普及する市町村単位の研修の実施（実践指定校関係者の意見を十分に踏まえた研修の組み立てを含む）

(3) 教育課程・指導方法等

ア 「カリキュラム・マネジメント」の確立

- ・全ての教職員が「カリキュラム・マネジメント」の必要性の理解
- ・教育課程全体の中での位置付けを意識した日常の授業

イ 学年ごとの最低限の到達目標を設定（学力、体力、生活リズム等）

ウ 発達の段階を踏まえた全学級における学習規律・生活規律の統一及び徹底（中学校区での統一も積極的に推進、学級経営や生徒指導、道徳科（道徳の時間）との連動）

エ 各学年の学習内容の確実な定着を図る教育課程・指導方法

- ・単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（各教科の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程の重視）

- ・日常授業の改善（「見通す・振り返る」学習活動の重視、教えることと考えさせることを関連付けた指導、言語活動の充実等）

- ・繰り返し指導を効果的に位置付けた年間指導計画（学期中及び学期末における復習のための時間の確保、休み時間・放課後等を利用したつまずきの解消、教育課程全体を通じた適切な反復による学習指導）

- ・効果的な習熟度別指導やチームティーチング

- ・実物投影機などICT機器の全教室常設及び日常的活用

オ 体力向上のための取組（新体力テスト等を活用した授業づくり、体育の授業以外の一校一実践、運動の目安の時間の設定等）

カ 特別支援学級に在籍する児童生徒や、通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導・支援

キ 学習評価の充実

ク 学校間連携（域内の幼保小連携や中学校区を単位とした小中連携等、新学習指導要領の趣旨等を踏まえた学校間の円滑な接続を意識した取組）

(4) 地域・家庭との連携

ア コミュニティ・スクールの積極的な導入

- ・地域住民等の参画による学校運営の改善・充実
- ・特色ある教育活動を通じた地域貢献

イ 地域学校協働本部の設置及び活動の促進

ウ 地域と連携した土曜日の活用の在り方の見直し（土曜日の教育支援体制の構築又は土曜授業の実施）

エ 児童生徒が勉強と向き合う時間の確保（家庭学習やメディアに触れる時間等の目安の設定、望ましいネット利用の定着に向けたルールづくり、家庭と共通理解を図った上での生活リズムチェックシートの活用、無理のない定着を可能とする反復型宿題の工夫、家庭学習ノートの実践、土日及び長期休業中の家庭学習を担保する工夫）

オ 社会教育との積極的な連携・社会教育プログラムの活用（地域住民が主体となった「子どもの生活習慣改善」に関わる社会教育事業との連携、家庭教育に関する支援・協力、関連する研修会への教職員の参加、地域の人材の活用促進等）

カ 課題や危機意識の共有及び協働関係の構築（レーダーチャート等を活用した学力や学習状況等に関する分かりやすい情報提供、保護者アンケート等の工夫改善（事務職員加配を活用した取組を含む。））

キ 休日や長期休業中等の補充的学習サポートの実施と学校サポーターの積極的活用

(5) その他

ア 必要に応じ、道立教育研究所・北海道教育大学教職大学院等との連携（道立教育研究所「学校力向上研修・研究員」の受入れ、年間を通じた教職大学院生の実習受入れ）

イ 成果・課題の域内、全道への積極的発信（取組成果のHPへの随時掲載及び更新、全授業の原則公開、学校見学の積極的受入れ等）

ウ 学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」を踏まえた取組

エ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒を含む全ての児童生徒が、より学習に集中できるようにするための学校環境、教室環境の整備（(3)ウ、エ、カと連動）

2 市町村教育委員会、連携校

(1) 実践指定校を設置する教育委員会は、実践指定校の改善状況や成果を具体的に把握、検証するとともに、当該市町村の各種研修において、実践指定校の取組を積極的に域内に普及させることとする（各種研修において実践指定校関係者を講師として活用する、実践指定校への視察を義務付け、その後の学校改善に関する計画を立てさせる等）。

(2) 実践指定校と同一管内の学校で、本事業の成果を積極的に学ぶ学校（以下、「連携校」という。）を指定する。連携校は、実践指定校の研修への参加、公開授業・各種会議の参観などを通して、本事業の成果を効果的に吸収し、次年度の学校改善に目に見える形で反映させることとする。

3 実践指定校等の校種

実践指定校及び連携校は、小学校又は中学校から指定する。

第3 実践指定校及び連携校の指定

1 実施計画書の提出

本事業の趣旨内容に賛同し、実施を希望する市町村教育委員会は、実施計画書（別記様式1）を所管の教育局を經由し義務教育課長に提出する。

2 実践指定校の決定

義務教育課は、関係各課と連携して市町村教育委員会から提出された実施計画書を精査の上、実践指定校を決定し、教育長名で通知する。

3 連携校の指定

連携校の指定を希望する学校を設置する市町村教育委員会は、希望調書（別記様式2）を教育局に提出する。教育局は、管内の実践指定校を設置する市町村教育委員会と連携の上、義務教育課長に希望調書を提出する。

4 連携校の決定

義務教育課は、関係各課と連携して教育局から提出された希望調書を精査の上、連携校を決定し、義務教育課長名で通知する。

第4 人的配置

1 管理職等の在任期間については、事業目的の達成の観点から、従前の例によらず、可能な限り柔軟に取り扱うものとする。

2 実践指定校に係る教職員人事は、校長の意見を最大限踏まえつつ、次の事項に留意して行うものとする。

(1) 学校改善に関する認識を共有する管理職等（校長、教頭、主幹教諭、教務主任等）の配置

(2) 初任者を含む若手教員の積極的な配置

(3) 広域人事対象者並びに他の都府県からの人事交流者及び他の都府県への人事交流経験者の積極的受け入れ

(4) 実践指定校の取組を普及していく観点からの教職員人事

なお、実践指定校からの異動先や後任者に関する数年先の人事構想を教育局と本庁担当課で共有するものとする。

第5 初任段階教員研修

実践指定校における初任段階教員研修の取扱いについては、初任段階教員研修実施要項（平成26年3月28日 教育長決定）の規定にかかわらず、別紙の取扱いによるものとする。

第6 加配措置

- 1 実践指定校が教員の加配措置を希望する場合は、毎年度ごとに教育政策課から別途提出を依頼する加配申請書の内容・初任者配置数（1年目）等に応じて、教育政策課が配置を決定する。
- 2 実践指定校が事務職員の加配措置を希望する場合は、毎年度ごとに教育政策課から別途提出を依頼する加配申請書の内容に応じて、各1市町村当たり1名を限度に、教育政策課が配置を決定する。

第7 指定期間

事業趣旨を踏まえ、当分の間継続とする。

なお、積極的な取組が見られない等事業の継続が困難な場合は、市町村教育委員会と本庁担当課が協議の上、指定を解除する。

第8 実施報告書及び計画書

実践地域の教育委員会は、報告書及び計画書を所管の教育局を經由し、義務教育課長に提出する。義務教育課は関係課及び関係教育局と協議の上で報告書の内容を精査し、必要な指導助言を行う。

第9 実施体制

1 関係各課との連携

本事業は、義務教育課がとりまとめを行いつつ、関係各課等（教育政策課、教職員課、特別支援教育課、健康・体育課、生涯学習課、道立教育研究所等）が緊密に連携協力して実施するものとする。

2 教育局

教育局は、本事業の円滑な推進のため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 計画書に基づく進行管理
- (2) 実践指定校等への義務教育指導監等による継続的な学校訪問による指導助言
- (3) 実践指定校等の取組及び改善状況、成果などの情報を具体的に把握、検証し、情報共有と活用をすすめるとともに、域内はもとより全道に広く普及するための取組の推進

3 アドバイザー

実践指定校等の取組の支援、その他北海道教育に対する様々なアドバイスを得るため、適当と考えられる人材を「学校力向上に関する総合実践事業アドバイザー」（以下、「アドバイザー」という。）として委嘱する。

なお、アドバイザーの委嘱に関する事項は別に定める。

4 推進協議会

本事業の実施上の課題や取組状況、成果などの情報を共有し、事業を効果的に実施するため、実践指定校等の校長や道教委関係課職員で構成する「学校力向上に関する総合実践事業推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）を設置する。

(1) 構成

ア 推進協議会は、次の構成員により組織する。

- ・実践指定校及び連携校の校長等
- ・実践地域の教育委員会関係職員
- ・関係各課等、教育局の関係職員

イ 推進協議会には、必要に応じ、3により委嘱したアドバイザーが出席する。

(2) 協議内容

推進協議会においては、次に掲げる事項を行う。

- ア 事業推進上の課題や取組状況、成果などの情報共有
- イ 関係課及びアドバイザーからの情報提供及び指導助言
- ウ その他「学校力向上に関する総合実践事業」に係る意見交換

(3) 実施回数

協議の内容等を次年度の改善に反映させる観点から、年1回程度開催する。

5 成果の普及

(1) 実践指定校は、日常の授業実践や校内研修の様子を積極的に公開し、成果を普及すること。その際、次の点に留意すること。

ア 公開するのは、あくまでも日常の授業実践や校内研修であり、教職員に多大な負担が生じるようなイベント的研究発表会とならないようにする。

イ 実践指定校は、地域連携研修の主体校となり、地域連携研修の事業を活用して公開する。

ウ 実践指定校が日常の授業実践や校内研修の様子を公開する際は、連携校が参加するほか、当該管内や他の管内の学校にも広く周知する。

エ 参加者は、実践指定校の取組を踏まえた自校での取組を明らかにし、自校での実践の改善に役立てる。

(2) 実践指定校は、上記のほか、創意を生かした成果の普及に努めること。

6 その他

本事業の実施にあたっては、北海道教育大学及び関係校長会等と連携を取りながら進めるものとする。

第10 その他

その他、本事業の実施に係る必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。